

## 指定難病患者データの個人情報流出事案の対応方針について

### 1. 事案の概要

本件は、厚生労働省が、収集する指定難病患者に関するデータ（診断書情報）について、研究者から、利用申出を受けて提供したデータファイルに、本来、削除されるべき個人情報（氏名・生年月日・住所等、延べ5,640名分）が含まれている旨、研究者からの報告で8月5日に判明したものである。

#### ○漏えいの経緯

6月27日	厚生労働省より研究者にデータを提供
8月5日	6月27日に提供したデータに延べ5,640名分の患者の個人情報を含んだ情報が記載されたシートが含まれていたことが、提供を受けた研究者のうち1名からの報告により判明
8月11日	厚生労働省が個情委に漏えい報告（速報）を提出
8月15日	厚生労働省が報道関係者に本件を公表（同省ホームページにおいても公表）

### 2. 委員会の対応方針（案）

本件は、厚生労働省において報道発表がなされ、新聞等において報道が行われた。現在、厚生労働省が、事案の詳細把握、原因分析及び再発防止策の検討を行っている。

厚生労働省等に対しては、事実関係の把握に必要な資料の確認及びヒアリングを実施し、確認された問題点に応じて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第154条に基づく指導等の要否を検討する。

以上

(参考)

難病DBの第三者提供の業務フロー図 (出典：厚生労働省ホームページ)

